【件名】ACT政府発表:11月1日新型コロナウイルス最新情報(COVID-19 関連)

【ポイント】

●11月1日(月)、ACT政府は、ACTの障がい者支援業務従事者及び在宅・地域高齢 者ケア業務従事者に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を義務付ける新たな公衆 衛生規則が11月中旬より有効となる旨発表しました。

●また、18歳以上のキャンベラに住む住人は、ワクチンの2回目接種から6ヶ月後に、A CT政府の接種会場で3回目のブースター接種を予約できるようになりました。

●ワクチン接種を受けるかの判断に当たっては、ワクチン接種による感染症予防の効果と 副反応のリスクの双方についてご理解いただいた上で、当局のホームページ等による最新 情報をご確認願います。

【本文】

1 障害者・高齢者介護従事者のための公衆衛生の規則性

- (1) 11月1日(月)、ACT政府は、ACTの障がい者支援業務従事者及び在宅・地域 高齢者ケア業務従事者に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を義務付ける 新たな公衆衛生規則が11月中旬に有効となる旨発表しました。
- (2) この新たな規則により、対象とされた従事者やボランティアについては、11月1
 5日までにワクチンの1回目の接種を受け、12月13日までに2回目の接種を受ける必要があります。
- (3) この新たな公衆衛生上規則により、ワクチン接種が必要な従事者のための詳細情報 は、以下のリンク先をご確認ください。

<u>https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/vaccine/information-for-</u> <u>employees-that-require-vaccination</u>

2 18歳以上のキャンベラ住民は、3回目のブースター・ワクチン接種が可能に

(1)18歳以上のキャンベラに住む住人は、ワクチンの2回目接種から6ヶ月に、ACT 政府の診療所で3回目のブースター接種を予約できるようになりました。

(2) 現段階では、ACT政府の接種会場での予約は、2021年6月末までに2回目のワ クチン接種を受けた人、且つファイザー製ワクチンを接種した人に限られます。これらの予 約は、MyDHRからオンラインで行うか、下記の予約ラインに電話して行うことができま す。

OM y DHR : <u>https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/vaccine/book-</u> a-vaccination-appointment#MyDHR

○予約ライン:02-5124-7700

(3) 6月末以降にワクチン接種の2回目の接種を受けた方を対象とした予約については、

追って政府から発表があります。

細部のワクチン・ブースター接種に関する情報は、以下のページをご確認ください。 <u>https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/vaccine/covid-19-vaccines-</u> <u>third-doses-and-booster-doses</u>

(4) ワクチン接種を受けるかの判断に当たっては、ワクチン接種による感染症予防の効果 と副反応のリスクの双方についてご理解いただいた上で、当局のホームページ等による最 新情報をご確認願います。

(5) ワクチン接種や予約方法に関する詳細については以下リンク先をご参照ください。 https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/vaccine

(6) 新型コロナウイルスのワクチンについての詳細は、下記の豪州政府及び日本国政府等の情報からもご確認頂けます。

○豪州保健省ホームページ(新型コロナウイルスワクチン情報)(英語)

https://www.health.gov.au/initiatives-and-programs/covid-19-vaccines

○日本国首相官邸ホームページ(新型コロナワクチンについて)

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html

○日本国厚生労働省ホームページ(新型コロナワクチンについて)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

○WHO ホームページ (新型コロナウイルスワクチン)

https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/covid-19vaccines

3 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載してい ますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。 https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: <u>consular@cb.mofa.go.jp</u>

大使館 HP: <u>https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u>

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。 豪州政府コロナウイルス専用サイト: <u>https://www.australia.gov.au/</u> ACT政府コロナウイルス関連サイト: <u>https://www.covid19.act.gov.au/</u> 豪内務省コロナウイルス関連サイト: <u>https://covid19.homeaffairs.gov.au/</u> 豪内務省コロナウイルス関連サイト(日本語): https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja

豪保健省コロナウイルス関連サイト : <u>https://www.health.gov.au/news/health-</u> alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert

※当館はACT(首都特別地域)を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館(NSW州,NT(北部準州)管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館 (VIC州, SA州, TAS州管轄) <u>https://www.melbourne.au.emb-</u>japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館(QLD州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館(WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は,以下の URL から 手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete